

# 市町村の都市計画決定(変更)に係る広域調整(実施要綱)のスキーム

広域調整  
対象  
都市計画  
※実施要綱  
第3

## 1. 大規模集客施設の立地を可能とする都市計画

- ①用途地域の決定(変更) → ①近隣商業地域 ②商業地域 ③準工業地域  
②地区計画の決定(変更) → ①開発整備促進区 ②再開発促進区 ③その他

## 2. 周辺市町村の生活環境等に広く影響を及ぼす都市施設

- ①下水道(終末処理場) ②汚物処理場 ③ゴミ焼却場等 ④と畜場 ⑤火葬場 ⑥墓園

## 3. 県が特に必要と認める都市計画 (福島県都市計画審議会の意見等を踏まえ必要性を判断)

都市計画MP  
に位置付ける  
時は広域調整  
手続きを準用  
※実施要綱第8

○従前は都市計画決定市町村とのみ協議(枠内) → H18都市計画法改正 → 県による関係市町村からの意見聴取等を制度化

